

南砺市プレミアム付商品券事業概要

◆事業の趣旨

南砺市内の小売店舗において共通して使用できるプレミアム付商品券を発行することにより、消費税・地方消費税率の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

1. 商品券の事業概要

- (1) 名称 南砺市プレミアム付商品券事業
- (2) 発行者 南砺市
- (3) 発行見込み額 2億1500万円
- (4) 発行価格 1冊4,000円で販売(額面5,000円)
- (5) 使用期間 令和元年10月1日(火)から令和2年2月29日(土)
- (6) 販売方法 販売場所において購入引換券と引き換えによる販売
- (7) 購入対象者 令和元年度住民税非課税者(課税基準日 平成31年1月1日)
※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者を除く
子育て世帯(平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主)
- (8) 非課税者の交付申請期間 令和元年7月22日(月)から令和元年11月29日(金)
- (9) 購入可能期間 令和元年9月24日(火)から令和2年2月21日(金)
- (10) 購入限度額 1人5冊(額面25,000円)まで
1冊5枚綴り(1枚当たり1,000円)
※ただし、非課税対象者分と子育て世帯分の両方に該当する場合は、非課税対象者分と子育て分(対象となる子供の人数分)を購入することが可能。
- (11) 利用可能店舗 公募による(公募期間:令和元年6月3日(月)～7月31日(水))

2. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や金融商品、不動産の購入等
- (2) 換金性の高いもの(ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等)
- (3) たばこ
- (4) 性風俗関連特殊営業に係るもの
- (5) 国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い(公営ギャンブルを含む)
- (6) 医療に係る診察料等

3. 使用可能店舗の公募資格

南砺市内で事業を行うもの。ただし、次の事業者を除く。

- (1) 「南砺市暴力団排除条例」(平成24年3月26日南砺市条例第1号)第2条に規定する暴力団又は同2号に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められるものが関与しているとき。
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者